

県民の皆様へ

大雪による建築物の倒壊を防ぐためには

建築物を良好な状態で維持管理することは、所有者・管理者の方の責務となっています。大雪による建築物の倒壊等を防ぐため、以下についてご留意ください。

1 屋根の雪下ろしの際の注意

- (1) 雪下ろし表示板がある場合は、指定された設計積雪深を目処に雪下ろしを行ってください。
一般の木造住宅は、建具の開け閉めがきつくなったりした場合を雪下ろしの目安としてください。
上記にかかわらず、これまでの経験などから危ないと思った際は早めの雪下ろしをお勧めします。
- (2) 切妻屋根では、一方の屋根の雪のみを下ろした場合に、反対側に残っている雪の重さで、建築物に歪みが生じる場合があります。屋根全体にかかる雪の重さが均等になるよう下ろし方に配慮してください。
- (3) 屋根から下ろした雪が軒先の高さまで堆積して、軒先の雪と接すると、軒先が破損するおそれがあります。屋根から下ろした雪と軒先の雪が接しないように管理してください。
- (4) 屋根面付近の雪は締め固まっていたり、凍結している場合があります。凍結した雪を無理に取り除こうとして、スコップ等で屋根を傷つけないよう注意してください。
- (5) 雪下ろし作業の際には、転落防止のために、建築物の固定用金具や柱等に緊結した命綱を身体に固定するとともに、転落時の被害軽減のためにヘルメットを着用してください。

「雪下ろし安全10箇条 動く電子ポスター【国土交通省公表】」が『[やまがたゆきみらい推進機構](#)』のホームページからご覧になれます。

2 軒先への注意

- (1) 軒先からの雪のせり出しや巻だれ、つらはは、落下すると大変危険ですので取り除いてください。
- (2) 軒先が道路に面している場合は、通行人の安全のため、雪の管理や危険周知に配慮してください。

3 空き家への注意

- (1) 屋根雪が下ろされていない空き家について、倒壊の危険があると思われる場合は、所有者・管理者又は市町村に連絡くださるようお願いいたします。

担当：山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当 電話023-630-2651